

内閣参質二一六第六八号

令和七年一月十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出P F A S漏洩に係る米軍横田基地への立入調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出P F A S漏洩に係る米軍横田基地への立入調査に関する質問に対する答
弁書

一について

令和六年八月三十日に横田飛行場で発生したペルフルオロ（オクタン—ースルホン酸）及びペルフルオロオクタン酸を含む水の漏出事案（以下「本件」という。）については、同年十月三日に米側から通報を受けた後、関係地方公共団体からの要請も踏まえ、政府として、米側に対する事実関係等の確認、関係地方公共団体への情報提供、同飛行場周辺の公共用水域における水質調査等を実施し、同年十一月二十日に関係地方公共団体から現地での説明を求める要請書が提出されたことも踏まえ、関係地方公共団体及び米側と所要の調整を行った結果、調整が整った同年十二月二十日に立入りを行ったところである。

二及び三について

御指摘の「環境補足協定に基づく調査」及び「その他横田基地の漏洩事故」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和六年十二月二十日に日本政府及び関係地方公共団体の職員が横田飛行場へ立入りを行った際の米側からの説明内容については、防衛省のホームページに掲載している。本件に係る今後

の対応については、政府において、関係地方公共団体及び米側と調整の上、適切な時期に実施する考えである。

四について

防衛省が令和五年七月に公表した、平成二十二年から令和四年までの間に横田飛行場において泡消火薬剤の漏出が確認されている事案は七件あり、これらの事案については、米側から、同飛行場の外に泡消火薬剤が流出したとは認識していない旨の説明と事実関係に係る情報提供を受けており、現時点において、改めて米側に対し、調査の実施を要請する考えはない。また、令和五年一月に同飛行場において泡消火薬剤が漏出した旨報じられた件については、米側に事実関係を確認中である。

五について

御指摘の「横田基地以外でも、漏洩疑惑が指摘されている米軍基地が複数ある」及び「環境補足協定に基づく調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第

六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（平成二十七年外務省告示第三百五十一号）及び関連する諸合意に基づき、在日米軍施設及び区域の内外での環境対策が実効的なものとなるよう、引き続き適切に取り組んでいく考えである。